

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(定額減税補足給付金(調整給付)) 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(定額減税補足給付金(調整給付))における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(定額減税補足給付金(調整給付))において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。

業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和6年7月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(定額減税補足給付金(調整給付))
②事務の内容	【概要】 納税者及び配偶者を含めた扶養家族に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。 【事務処理】 給付金の支給対象者の公金受取口座等を把握し、給付金の支給に関する案内を行う。
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	給付支援サービス
②システムの機能	①対象者から給付金の申請を受け付ける。 ②申請情報の簡易審査を行う。 ③給付対象者の給付情報(申請、支給の有無等)の管理を行う。 ④振込データの作成を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム2	
①システムの名称	振込データ作成システム
②システムの機能	①振込データの作成
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)
②システムの機能	①宛名管理機能:既存業務システムから住民登録者データ、住民登録外者データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名データベースに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を自治体中間サーバーに登録し、自治体中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。自治体中間サーバーから返却された処理通番は住基ネットゲートウェイシステムへ送信する。 ④情報提供機能:各業務で管理している提供業務情報を受領し、自治体中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能:自治体中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (自治体中間サーバー、住基ネットゲートウェイシステム)

システム4	
①システムの名称	自治体中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能:自治体中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能:自治体中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能。 ⑨職員認証・権限管理機能:自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 団体内統合宛名システム(番号連携サーバー) ）

3. 特定個人情報ファイル名	
特定公的給付(定額減税補足給付金(調整給付))ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和6年/デジタル庁・総務省/告示第7号)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 (船橋市が提供する根拠) なし
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市健康福祉局福祉サービス部地域福祉課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
特定公的給付(定額減税補足給付金(調整給付))ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び配偶者を含めた扶養家族に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者
その必要性	上記の者の情報を把握し、迅速かつ確実な支給を可能とするため。
④記録される項目	50項目以上100項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (支払口座等)
その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号等): 正確な本人特定のため、申請書に記入された情報と突合するために保有 ・地方税関係情報: 受給資格・支給金額の確認のため保有 ・生活保護関係情報、児童福祉・子育て関係情報、支払口座等: 給付金口座振込先確認のため保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和6年6月3日
⑥事務担当部署	船橋市健康福祉局福祉サービス部地域福祉課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 戸籍住民課、市民税課、生活支援課、子育て給付課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ デジタル庁 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市区町村、都道府県 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [☐] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③使用目的 ※		特定公的給付(定額減税補足給付金(調整給付))ファイルの受給資格の審査・支給事務処理を行うため。
④使用の主体	使用部署	地域福祉課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・地方税関係情報と口座関係情報を突合し、支給事務処理を行う。 ・申請書類をシステム入力し、支給事務処理を行う。
	情報の突合	・申請書の真正性を確認し、入力する際に、申請者等の宛名情報を団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)の個人番号と突合する。 ・支給要件の審査のため、申請書の内容と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合する。
⑥使用開始日		令和6年6月3日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		給付金申請受付・審査業務
①委託内容		給付金に係る申請受付業務全般
②委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社キャリアリンク
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託しようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。
	⑥再委託事項	給付金に係る申請受付・審査業務の一部を再委託する。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☒ 行っていない
----------	---

提供先1

①法令上の根拠	
---------	--

②提供先における用途	
------------	--

③提供する情報	
---------	--

④提供する情報の対象となる 本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
-----------------------	-----	--

⑤ 提供する情報の対象となる 本人の範囲	
-------------------------	--

⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 専用線
	☐ 電子メール	☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	☐ フラッシュメモリ	☐ 紙
	☐ その他 ()	

⑦時期・頻度	
--------	--

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	〈船橋市における措置〉 ①データ保管場所については、鍵、監視機能等により許可されない者の立ち入りを防止する電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。 (※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。) ②紙媒体、電子媒体で保有する特定個人情報について使用後は定められた場所で施錠管理を行って格納する等している。 ③LGWAN 接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ④外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。
	〈自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①自治体中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された自治体中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<要配慮個人情報を含まない>

○受給対象者等情報

宛名番号、届出日、異動日、異動事由、氏名、生年月日、性別、続柄、住民となった年月日、住民となった事由、通知番号、世帯番号、世帯主名、世帯主情報、前世帯主、現住所、前住所、本籍地、死亡年月日、転入元住所、転出先住所、消除情報、転出年月日、国籍、国籍取得日、国籍喪失日、外国人国籍、外国人住民日、外国人在留期間、通称、個人番号、電話番号、措置入所等の有無

○調整給付支給対象者情報

令和6年度個人住民税所得割額、個人住民税における扶養親族数(控除対象配偶者含み、国外居住者除く)、個人住民税定額減税可能額、個人住民税控除不足額、令和6年推計所得税額(令和5年所得税額)、所得税における扶養親族数(控除対象配偶者含み、国外居住者除く)、所得税定額減税可能額、所得税控除不足額、調整給付額に関する情報

○過去給付金資格内容情報

受給者区分、合計所得金額、均等割額、均等割減免額、課税区分、確認書送付日、振込区分、不足書類有無、請求年月、支給金額、返還の有無、返還日、決定内容入力日、決定年月日、決定理由、申請受付日、申請年月日、申請種別、申請内容入力日、支給した給付金についての情報

○送付先情報

送付先住所、送付先氏名

○居住地情報

居住地住所、居住地氏名

○支給実績情報

請求年月日、振込年月日、支給金額、支払処理年月日、振込方法

○口座情報

金融機関コード、支店コード、金融機関名、金融機関名カナ、支店名、支店名カナ、出張所区分、口座種別、口座種別名称、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人漢字

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名			
特定公的給付(定額減税補足給付金(調整給付))ファイル			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
リスク: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	①申請書の受付時、窓口において届出内容や身分証明書などの本人または代理人の本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報入手を防止している。 ②申請書については、必要以外の情報が記載できない書式とする。 ③対象者の情報については、事前に決められた部署から必要な情報のみを手に入る。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置> ①申請書等の提出を求める際、利用目的・記載内容について説明のうえ記載を求めている。 ②調査・照会等により情報入手する場合、照会先に調査目的、根拠法令等を示したうえ回答を求めている。 ③システムを操作する職員に個別のユーザーIDとパスワードによる認証を行っており、不適切な方法で特定個人情報の入手ができない仕組みとしている。			
<入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置> ①特定個人情報の入力、削除または訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除または訂正を行った者以外の者が確認する。 ②入力、削除または訂正作業に用いた帳票等は、規定に基づいて管理し、保管する。			
<入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置> ①申請書等の帳票を施錠できる保管庫にて保管する。 ②申請書等の受領後、当該文書の保存については執務場所以外への持ち出しを禁止する。 ③全職員を対象として、情報管理職場研修(上司と部下が情報管理について確認する研修)及びeラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施している。			

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	①システムについては、番号法別表及び関係主務省令に定められた事務以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築している。 ②アクセス制御機能により、評価対象の事務に必要な情報にアクセスできないようにする。 ③個人番号と紐付けて取得及び管理する特定個人情報は、システムの機能として、業務上必要な情報に限定しているため、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。 ④認証後は、利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ユーザ認証の管理> ①システムを利用する必要がある職員のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。 ②なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 <アクセス権限の発行・失効の管理> ①所属による権限発行を主にしており、その課・係に最低限必要なもののみを発行する。 ②異動等により所属が変わる際には、職員の所属情報を変更し、アクセス権限を変更又は廃止する。 ③個別にアクセス権限を付与する際には、必要な業務内容を判断し、情報システム管理者(所属長)の承認を得て登録する。 ④異動等が発生した際には、変更となる職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものについては廃止する。 ⑤発行・失効管理簿に記録・保管する。 <アクセス権限の管理> ①共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ②ユーザIDやアクセス権限を情報システム管理者(所属長)が定期的に確認し、アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更又は廃止する。 ③不正なアクセスが行われないように、端末の操作ログを取得し、保管する。 <特定個人情報の使用の記録> ①システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 ②操作者は個人まで特定でき、システム上5年間保存する。 ③記録は情報システム管理者(所属長)が定期的に検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。	
その他の措置の内容	・業務に使用する端末を操作する際、操作者自身のID、パスワードによるログイン、操作終了後の速やかなログオフを徹底する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<従業者が事務外で使用するリスクに対する措置>

- ①情報システム管理者(所属長)は、必要なときにいつでも操作ログを確認できる。
- ②システムの操作ログを記録しているので、不正利用を行った場合操作者が特定できることをシステム操作者に周知する。
- ③システム操作に関わる者に対して研修を実施し、業務外の利用禁止について法令の罰則規定が適用される事を含めて周知する。
- ④業務外利用によって情報を不正に閲覧し、外部に情報を漏らすなどした過去の事例について周知する。
- ⑤適時、担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。

<特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置>

- ①バックアップ処理は、管理権限を付与された者のみ行うことができる。
- ②委託先に対し、船橋市が指示又は承諾した場合を除き、複製を禁止している。

<その他の措置>

- ①業務端末自体に特定個人情報ファイルが格納されないようにしている。
- ②必要な操作以外、定額減税補足給付金(調整給付)に関する情報を表示しない。
- ③必要な操作を終了した後、直ちに画面表示を閉じることを操作者に徹底させている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	①漏えい、毀損、滅失及び改ざんの防止 ②目的外使用及び目的外提供の禁止 ③無断複写・複製の禁止 ④授受方法 ⑤契約終了時の返還義務 ⑥従事者に対する遵守事項の周知義務 ⑦管理者の設置と報告 ⑧再委託の制限 ⑨苦情、事故発生時の報告及び船橋市の指示に従うこと。 ⑩損害賠償 ⑪閲覧者・更新者の制限 ⑫個人情報の取扱いについて定期的にチェックを行った上でその報告をすること。 ⑬必要に応じて、船橋市が委託先の視察・監査を行うことができること。 ⑭情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負うこと。 ⑮再委託を行う場合は、再委託業者が委託先と同等の義務を負うことを担保すること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託契約書で、再委託先事業者においても受注者が負うべき義務を同様に負うことを規定している。	
その他の措置の内容	<情報保護管理体制の確認> 入札の仕様書で、委託先の管理体制、安全管理措置等、特定個人情報の取扱いが適正であることを条件に含めている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜給付支援サービスの運用における措置＞ ①ユーザーのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲としている。 ②自己のユーザーID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ③離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ④定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ⑤情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ＜自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜自治体中間サーバーの運用における措置＞ 自治体中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみ、事務に則した処理権限を付与し、不適切な入手が行われないように対応する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②自治体中間サーバーと団体についてはVPN(Virtual Private Network(ヴァーチャル プライベート ネットワーク)の頭文字。公衆回線上に仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める仕組み。データは認証や暗号化で厳重に保護・管理されるため、漏えいや盗聴などの危険性は低い。)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③自治体中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、自治体中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	放課後ルームで勤務する三季パート補助員(夏休み・冬休み・春休みのみ勤務)を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信(直近1年以内に勤務したことのある方116名。)。その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	
再発防止策の内容	・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。	

その他の措置の内容	【物理的対策】 ＜船橋市における措置＞ ①電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理及び監視カメラの設置を行っている。（※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。） ②情報システム管理者（所属長）が許可した場合を除き、管理区域への外部記録媒体の持ち込みを禁止する。 ③情報システム管理者（所属長）又は情報システム管理者が指定した者は、市が予め使用を許可している外部記録媒体を管理・保管し、退庁する際には個数を確認するものとする。 ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退出者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 【技術的対策】 ＜船橋市における措置＞ ①ネットワークは不正アクセス防止のため、ファイアーウォールを設置している。 ②サーバー、端末でウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④業務端末は、外部記録媒体への書き出しを制限する。 ⑤サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①自治体中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②自治体中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置＞ ①個人番号を含む住民情報については、既存住民基本台帳システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。また、既存住民基本台帳システムとの整合処理を行う。 ②LGWAN 接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 ＜特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク＞ ①情報の保存期間を定め、期間経過後、削除操作を実施する。 ②保存年限の過ぎた特定個人情報についてはシステム上の削除処理を実施する。 ③LGWAN 接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ④外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 ＜紙媒体に対する措置＞ ①特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。 ②窓口で対面にて受取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する運用を徹底する。	

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<船橋市における措置> ①地域福祉課の職員に対しては、eラーニング等の個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持に関する事項を遵守させている。 ③システム操作関係職員(会計年度任用職員を含む)に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ④業務端末の操作者については、必要な操作終了後直ちに端末の画面表示を閉じる事を徹底し、第三者による覗き見を防止している。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
<船橋市における措置> ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として総務法制課を設置している。 ・特定個人情報の漏えい等の発生時における報告フローについて、年に1度周知している。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 自治体中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062
②請求方法	情報公開コーナー（船橋市本庁舎11階行政資料室内）に備え付けの、又は市ホームページでダウンロードできる「保有個人情報開示請求書」に住所、氏名、電話番号、必要とする特定個人情報が記載されている公文書の名称（具体的な内容）など必要事項を記載して提出する。なお、請求及び開示の際には、その特定個人情報の本人であることを証明する資料を提示又は提出する。 ※本人であることを証明する資料 運転免許証、旅券、住民基本台帳カード（写真付）、個人番号カード等。郵送による請求の場合は、運転免許証等を複写したもの及び開示請求を行う日前30日以内に取得した住民票が必要となる。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	船橋市健康福祉局福祉サービス部地域福祉課 〒273-0011 千葉県船橋市湊町2丁目10番18号 電話 047-436-2333
②対応方法	問合せの受付時に受付簿に記録を残し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大事案に関する問合せについては、調査を行い、総務部総務法制課へ進捗状況を報告する。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年7月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明